




新たに保育者として就職する方を支援します

垂井町では、保育士資格及び幼稚園教諭免許をお持ちの方又は取得見込の方が、町内の認定こども園で新たに保育者（正規職員もしくは非正規職員）として常勤勤務する場合に、就職準備費用等を補助します。

最大 20 万円

	新たに保育者になられる場合	町外から転入され、新たに保育者になられる場合
補助額等	<p>① 就職準備費用 <u>上限 5 万円</u></p> <p>・保育者として勤務するにあたり必要な物品（ジャージ、エプロン、靴、文具など）</p> <p>※内定日以降に購入したものであって内定日から 6 か月以内かつ申請期限までに支出したものを。</p> 	<p>②町外からの引越し費用 <u>上限 5 万円</u></p> <p>・引越し事業者へ支払う引越し費用、引越しに要したレンタカー費用など</p> <p>※転入に伴う本人及び家族の交通費や宿泊費は対象外です。</p> <p>③賃貸住宅入居費用 <u>上限 10 万円</u></p> <p>・敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料など</p>
対象者	<p>次の条件をすべて満たす場合</p> <p>1) 保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する方又は内定年度にそれら資格を取得予定の方</p> <p>2) 町内の認定こども園において、内定年度又はその翌年度に常勤の保育者（正規職員もしくは非正規職員）として新たに就労する方。ただし、潜在保育者は、新たな採用日が、保育所等を離職後1年以上経過していること。</p>	<p>次の条件をすべて満たす場合</p> <p>1) 保育士資格及び幼稚園教諭免許を有する方又は内定年度にそれら資格を取得予定の方</p> <p>2) 町内の認定こども園において、内定年度又はその翌年度に常勤の保育者（正規職員もしくは非正規職員）として新たに就労する方。ただし、潜在保育者は、新たな採用日が、保育所等を離職後1年以上経過していること。</p> <p>3) 内定年度又はその前年度に垂井町に転入していること。</p> <p>【賃貸住宅に入居する方】</p> <p>4) 保育者本人が契約した町内の民間賃貸住宅に入居する方</p>
対象施設	町内の認定こども園（公立・私立）	
申請期限	就職内定日の属する年度の末日（その日が休日等の場合はその前の平日）	
注意事項	<p>1) 申請時に、補助対象費用であることが分かる領収書が必要です。</p> <p>2) 各補助金は予算の範囲内で補助します。また、それぞれ1回限りです。</p> <p>3) 補助対象費用に関し、他の補助金の交付を受けている分は対象外になります。</p>	
申請・問合せ先	垂井町子育て推進課 電話:0584-22-7507 〒503-2193 垂井町宮代 2957-11	制度概要・申請書類ページ (垂井町すこやか子育て支援サイト)

